



日本地震
再保険の現状
2005

日本地震再保険株式会社

目次

.....	
はじめに	1
.....	
代表的な経営指標	2
.....	
地震保険と当社	4
.....	
会社の現況	6
.....	
地震保険と再保険のしくみ	12
.....	
資料編	23
.....	
会社の概要	24
.....	
事業の概況	28
.....	
経理の状況	34
.....	
損害保険用語の解説	40
.....	



取締役会長
若林勝三

取締役社長
森 昭彦

はじめに

皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は家計地震保険の再保険を扱う国内唯一の専門会社として昭和41年に設立されました。以来、再保険金支払体制の強化・充実に最大限の努力を払うとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用についても十分意を用いてまいりました。

お陰をもちまして、平成17年3月末現在の総資産残高は8,043億円に達しました。

今年度は、地震に対する国民の関心もますます高まっております中で、当社の役割と責任をより一層追求した厳しい経営を目指して努力を続けていく所存でございます。

このディスクロージャー誌「日本地震再保険の現状2005」は、当社の現状と活動についてご理解をいただくために作成いたしました。当社ホームページもあわせてご覧いただければ幸いです。

平成17年8月

日本地震再保険株式会社

取締役社長 森 昭彦

会社概要《平成17年3月31日現在》

設 立：昭和41年5月30日

資 本 金：10億円

総 資 産：8,043億円

取締役社長：森 昭彦

従 業 員 数：18名

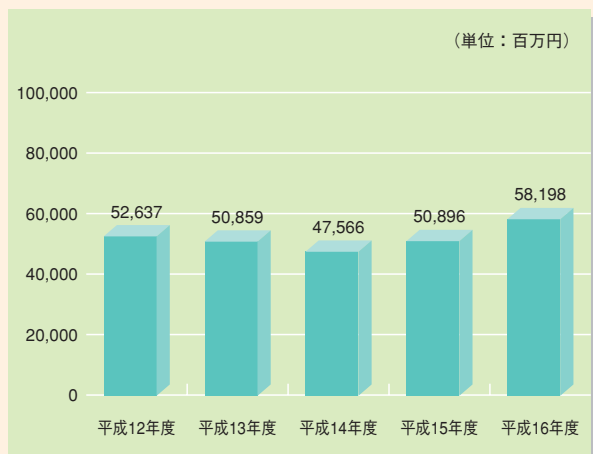
〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
小舟町富士プラザ内(本店のみ)
TEL 03-3664-6074

ホームページアドレス <http://www.nihonjishin.co.jp/>

代表的な経営指標

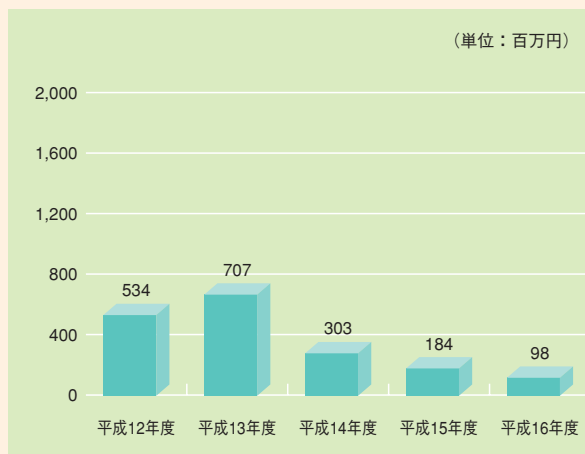
地震保険への加入者が増え、正味収入保険料は、対前年比で、14.3%増となっています。また、運用資産は、再保険金の支払いに備えるため、流動性の高い、高格付け債券で運用しています。

正味収入保険料



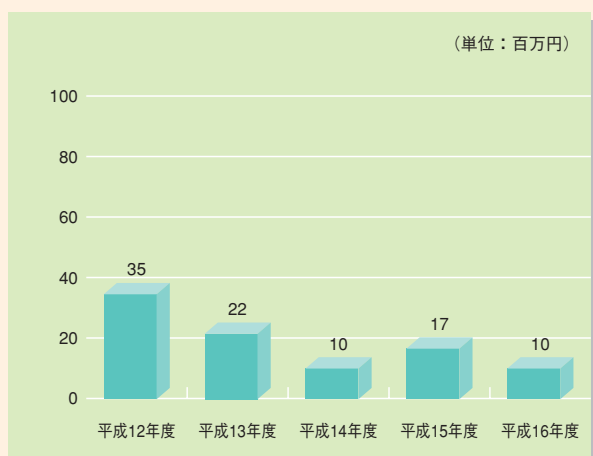
正味収入保険料とは、受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

経常利益



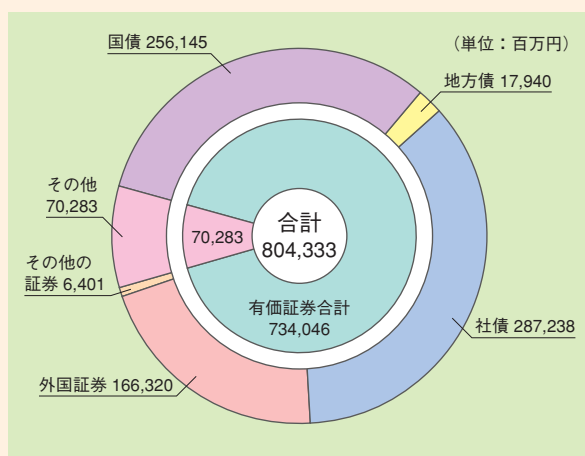
経常利益 = 経常収益 - 経常費用

当期純利益



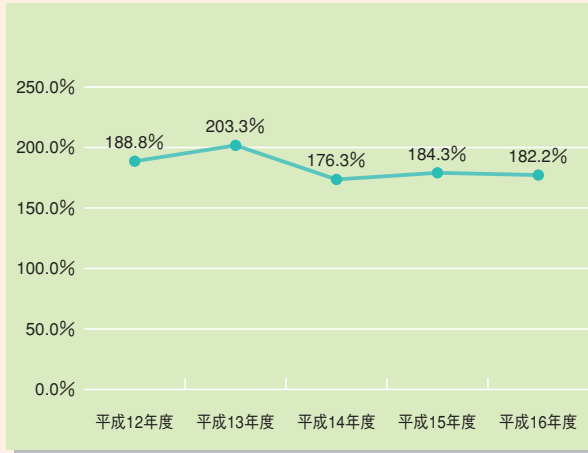
当期純利益 = 経常利益 ± 特別損益 ± 法人税及び住民税ならびに法人税等調整額

総資産の内訳(平成17年3月31日現在)

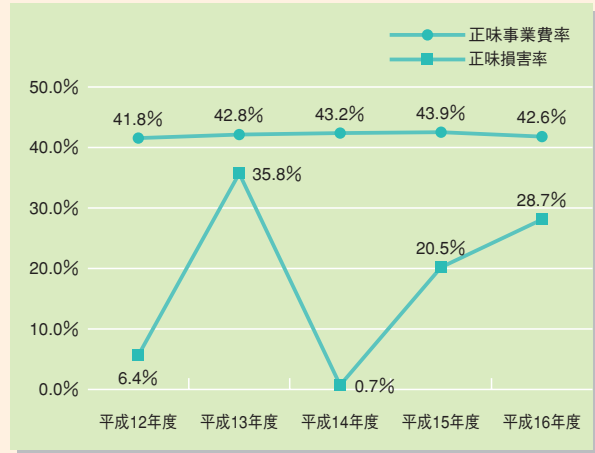


総資産とは、現金や預貯金、有価証券、不動産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

ソルベンシー・マージン比率



正味損害率・正味事業費率



ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨を定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の定めにかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

$$\text{正味損害率} = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$$

$$\text{正味事業費率} = \text{保険引受に係る事業費} \div \text{正味収入保険料}$$

単位：百万円

区分	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正味収入保険料		52,637	50,859	47,566	50,896	58,198
正味損害率		6.4%	35.8%	0.7%	20.5%	28.7%
正味事業費率		41.8%	42.8%	43.2%	43.9%	42.6%
保険引受収益		58,114	62,860	51,897	54,678	61,995
経常利益		534	707	303	184	98
当期純利益		35	22	10	17	10
ソルベンシー・マージン比率		188.8%	203.3%	176.3%	184.3%	182.2%
純資産額		1,519	1,569	1,577	1,579	1,587
総資産額		637,214	681,736	726,458	761,594	804,333
株式等評価差額		-	27	25	14	11
地震保険評価差額金		-	11,748	11,825	7,000	5,458

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生が不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の生活再建に役立つ家計地震保険(注)制度の創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が

進められていました。

昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足し、当社が設立されました。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受ける重要な役割を担っています。詳しくはP16 再保険のしくみをご覧ください。

わが国では、地震保険制度発足後も、甚大な被害を伴う大きな地震が全国各地で発生していますが、当社で過去お支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとりの分布となっています。

地震名に記載の番号は、支払額の順位です。詳細はP20をご覧ください。



(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業の様々な危険に対処するために企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向けの地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

大震災への対応

当社の重要な使命は大震災の際、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時においても常勤役員と全管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的実施しています。また、資産の管理・運用は、再保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払っています。具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

部門横断の会社組織として震災対策委員会を常設し、年間計画にもとづき大震災を想定した初期行動、震災対策本部の設置、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。

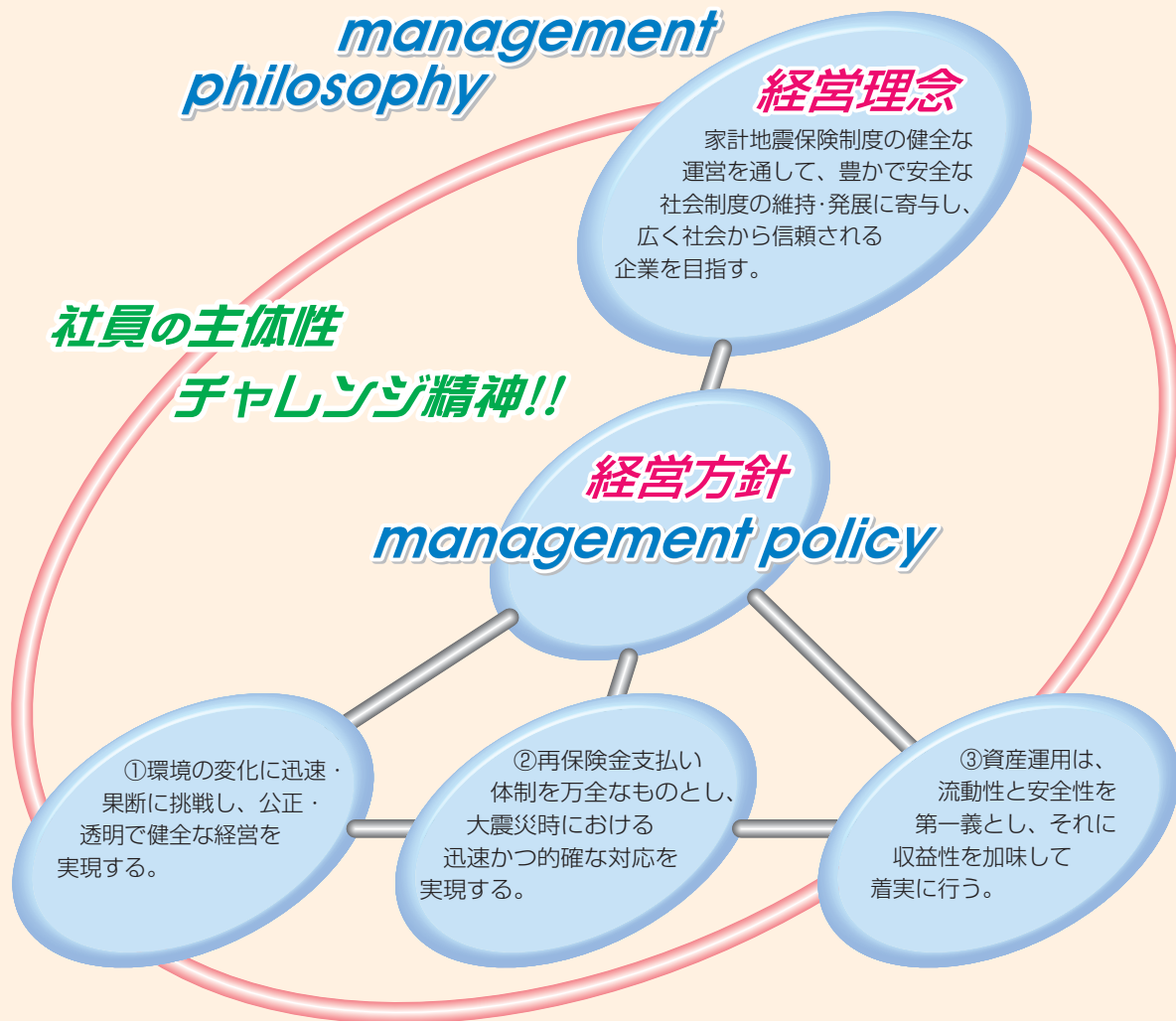
また、資金繰りまで含めた支払体制の点検については、すでに平成14年度に東京都の「区部直下型地震」の被害想定でシミュレーションして実施済みですが、今後更に、平成16年度に業界と共同してスタートさせた首都直下型地震の被害想定研究プロジェクトチームの結果を反映させて、支払体制を再整備する予定です。

資金調達体制整備

当社は、再保険金の支払いに備えて、常に流動性の高い高格付け債券を中心に運用し、基本的には4日以内にほぼ全資産を換金できるように準備しています。しかし、首都圏で大地震が発生した場合は、市場が機能せず換金が困難な状況もしくは著しく不利な価格で売却せざるを得ない状況も予想されます。こうした事態に備え、再保険金の支払いに万全を期すために銀行と融資協定を締結しています。

会社の現況

経営方針



会社の特色

地震は発生が予測できないうえに大地震では一度に甚大な被害をもたらします。このため家計分野の地震保険は、他の保険と異なり「地震保険に関する法律」により、お客様(契約者)に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。

またお客様からお預かりした保険料は損害保険会社

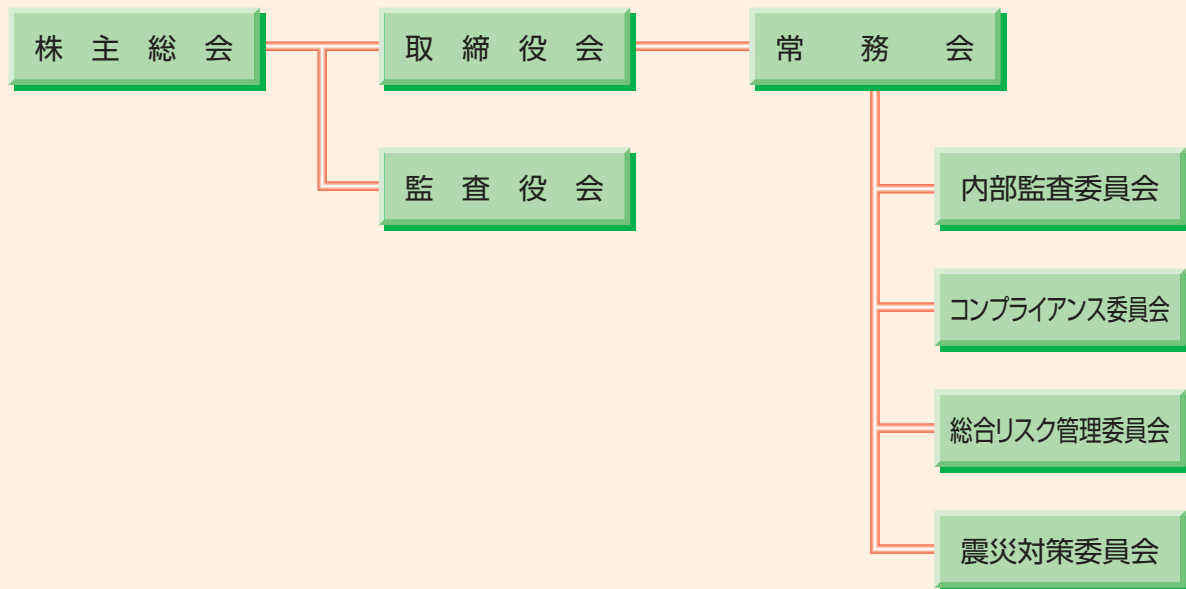
の資産から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、お客様からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の再保険会社です。

 再保険のしくみについてはP16の「再保険のしくみ」およびP40の「用語の解説」をご覧ください。

運営体制

内部統制(ガバナンス体制)



委員会制度の整備

ガバナンスを強化するため本年4月1日付けで委員会制度を新しくスタートさせました。即ち内部統制に係わる従来の委員会、推進室等を常務会の下部機関として位置付け、内部監査委員会、コンプライアンス委員会、総合リスク管理委員会、震災対策委員会の4つの委員会といたしました。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

コンプライアンス

当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、保険会社として求められる健全な企業風土の醸成に努めています。本年の4月より、これまでのコンプライアンス推進体制を見直して、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制といたしました。

本年度のコンプライアンス・プログラムは、人権研修、コンプライアンスに関するヒヤリングおよび各部門の個別業務に関する法令等の研修会を実施することに加えて、社内相談窓口とは別に、「コンプラホットライン」を社外に設置することといたしました。

 震災対策委員会についてはP5の「大震災への対応」をご覧ください。

リスク管理の体制

金融自由化の進展、金融技術の高度化などに伴って、会社を取り巻く複雑化・多様化する様々なリスクを的確に把握・管理することがますます重要になっています。

こうしたことから、当社ではリスク管理体制の整備・充実に努めています。具体的な取り組みとしては、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理するため、リスク管理を統括する「総合リスク管理委員会」を設置し、リスクの統合管理機能の強化を図るとともに、その状況を取締役会、常務会に報告しています。

①資産運用リスクへの対応について

総資産は8,043億円となっています。これらのうち運用資産については、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一義として、公共債を中心に運用しています。資産運用のリスク管理は毎年のリスク管理方針に従って行っていますが、主なものは以下のとおりです。

市場リスク

金利、為替の変動による資産価値の変動幅の計測を行い、これにもとづいてリスク量を限定しています。

信用リスク

購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。

流動性リスク

個別債券毎の換金性を事前に点検するとともに、全資産の換金性についても点検しています。

②事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常に見直し、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

③システムリスクへの対応について

災害時におけるシステムのセキュリティ確保に重点を置いて危機管理計画を常に見直し、管理体制の充実に努めています。

情報保護について

当社は情報資産の保護を経営の最重要課題のひとつと位置付け、その安全対策の基本方針である「セキュリティ・ポリシー」を掲げ、具体的な実施要領としての「安全対策基準」を定め、会社が取扱う情報資産の適切な保護に努めています。

特に、個人情報保護については「プライバシー・ポリシー」、「個人情報保護規程」、「個人データ安全管理基準」において、個人情報の適切な取得、利用、保管方法等について定め、適正な取り扱いを行っています。

社外社内の検査・監査体制

社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法第129条および第313条に基づく金融庁の検査および地震保険に関する法律第9条に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、商法特例法に基づき、中央青山監査法人による会計監査を受けています。

社内の監査

監査役が行う商法上の監査の他に、当社では社内の組織として「内部監査委員会」を設置しています。内部監査では、会社の健全な発展と社会的な信用の向上に資するため、コンプライアンス体制、リスク管理体制および各部門の重要課題の取り組み状況に重点を置いた監査を行っております。

本年度は個人情報保護法の全面施行に伴い、特に個人情報保護態勢の整備状況の検証に重点を置いた監査を進めています。

社会貢献活動

救命技能認定証の取得

大震災をはじめとする各種災害発生時における負傷者の救護に役立てるため、全ての役員および社員は東京消防庁による上級救命講習を受講し、「上級救命技能認定証」を取得しております。また、そのうち東京消防庁による3日間の応急普及員講習を受講し、応急手当を指導できる資格を取得している者もいます。

地球環境問題

社内における紙、電気、ガスの省資源、事務機器・文具等について、環境に配慮した製品の購入や分別回収ボックスによるリサイクルに取り組んでいます。また、事務所の冷暖房の温度設定を制限し、夏季はノージャケット、ノーネクタイを推進しています。

ボランティア

毎年、社内において、読み終わった図書等の交換によるチャリティーを行い、その収益金および同額の会社協力金を「日本経団連自然保護基金」に寄付しています。

使用済みの切手、プリペイドカード、書き損じのハガキを集め、中央区ボランティアセンターを通じて日本キリスト教海外医療協力会等へ寄贈しています。

中央区のクリーンデー(地域美化運動)への参加の他、毎年数回日本橋地区の清掃活動を行っています。また、中央区の花咲く街角(草花の植付け)へ参加し、花壇の草花の植付けおよび管理をする地域活動を行っています。さらに、平成17年度より1ヶ月のボランティア休暇制度を設け、社員のボランティア活動を支援しています。



トピックス

地震保険制度研究会

わが国においては、地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。しかし、地震保険が誕生してから40年が経とうとしているいま、地震への備えとなる地震保険の世帯加入率は、最近上昇傾向にはあるものの平成17年3月末では、全国平均で18.50%と不十分な状況にあります。また、家計地震制度発足以来、抜本的な改革はなされていません。

このような状況のもと、当社内において平成16年10月から有識者を交え、独自に地震保険制度の現状、課題、改善提案等につき研究を行ってきました。

今後は、この研究成果をもとに、損害保険業界における地震保険の改善の検討の場に積極的に参画していきたいと考えています。

大震災を想定したシミュレーション

当社では、首都圏直下地震の被害を想定し、その対応として資金調達、要員計画、初期行動計画等を作成しています。

平成16年度に損害保険業界と共同して外部機関に委託した調査結果をもとに、当社における支払体制や運用体制を見直し、より精度の高いシミュレーションを行います。

また、震災対策訓練として、平成16年度は、前年度に引き続き、就業時間中に大地震が発生したと想定して、震災対策本部の設置を含む初期行動訓練を実施しました。

福利厚生充実

社員の能力アップ、働きやすい職場環境の実現を目標に、自己啓発推進、健康管理、子育て等支援制度について次のとおり充実をはかりました。

自己啓発については、研修制度を変更し難関資格等にチャレンジしやすくしました。

健康管理については、顧問医制度の新設、健康診断(人間ドック)制度の改定をしました。

子育て等支援措置として、育児・介護休業者の給与を無給から一部支給に変更した他、未就学の子の看護をするための年10日の特別休暇を新設しました。

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物およびそれに収容される家財(生活用動産)を対象とする火災保険(注)に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、火災保険の保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害。

- ・火災保険では、①地震等による火災(およびその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。



保険の対象

居住の用に供する建物およびそれに収容される家財(生活用動産)

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券(小切手、株券、商品券等)、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。



保険期間

短期、1年および長期(2~5年)

保険金額

地震保険と併わせて契約する火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円(注)、家財は1,000万円が限度です。

(注)火災保険

普通火災契約、長期総合保険、積立生活総合保険、住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等

(注)マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有部分を合わせて、5,000万円が限度となります。

支払保険金

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損、または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全 損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半 損	保険金額の 50%〔時価の50%が限度〕
	一 部 損	保険金額の 5%〔時価の5%が限度〕



損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受 け損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成17年4月に改定され、5兆円となっています。支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P19)、用語解説(P41)をごらんください。

保険料率

地震保険の保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構(※)が算出します。

保険料率 = 純保険料率 + 付加保険料率

基本料率の構成は、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料に充てられる部分である「付加保険料率」からなっています。

「純保険料率」は、具体的には、国立天文台編の「理科年表」(※)に掲載されている過去約500年間に発生し被害をもたらした375の地震データを使って算出しています。

基本料率(建物、家財とも)

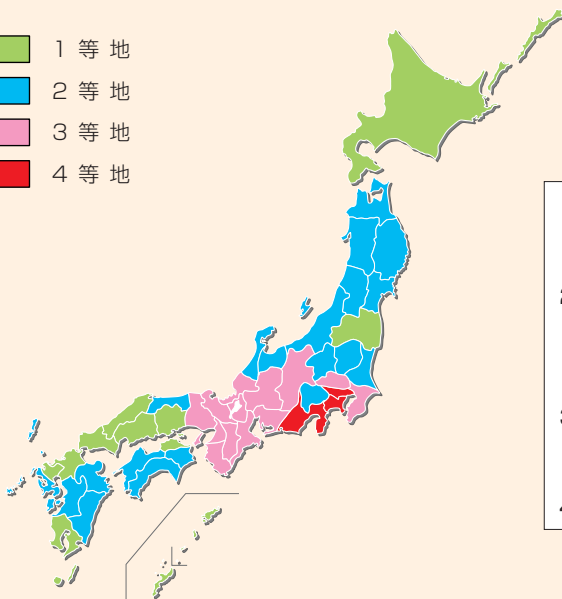
基本料率は保険の対象である**建物**および**家財を収容する建物**の**構造**、**所在地**により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき

(単位：円)

等地別	構造	非木造	木造
1等地		0.50	1.20
2等地		0.70	1.65
3等地		1.35	2.35
4等地		1.75	3.55

- 1等地
- 2等地
- 3等地
- 4等地



- 1等地** 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
- 2等地** 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- 3等地** 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 4等地** 東京都、神奈川県、静岡県

※損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

※理科年表

文部科学省国立天文台編。天文、気象、地学等自然科学に関する広範囲なデータを取りまとめ、最新の研究、観測等により毎年改定される資料本です。この中の「日本付近のおもな被害地震年代表」が純保険料率算出に使用されています。

割引率

以下の(イ)・(ロ)の場合に、前頁の**基本料率が割引かれます**。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用はできません。

(イ) 建築年割引率

建物が**昭和56年6月以降に新築**された建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

(ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級(※)**に該当する建物およびその建物に収容された家財

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

長期契約の料率

長期契約(2~5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

新潟県、木造、建築年月平成12年1月の建物の場合
主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保率(※)を50%とします。
建物：2,000万円×50%=1,000万円
家財：600万円×50%=300万円
- 保険料率を確認：新潟県(2等地)、木造→1.65
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→10%

建物

$$\text{地震保険料} = \frac{\text{地震保険金額} \times \text{地震保険料率} \times \text{割引率}}{1.49} = 14,900\text{円}$$

家財

$$\text{地震保険料} = \frac{\text{地震保険金額} \times \text{地震保険料率} \times \text{割引率}}{1.49} = 4,470\text{円}$$

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊等しない程度

※付保率

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30~50%の範囲内で設定することとなっています。

再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を一旦再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で個別に再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約〕…C契約

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

保険金支払いのしくみ

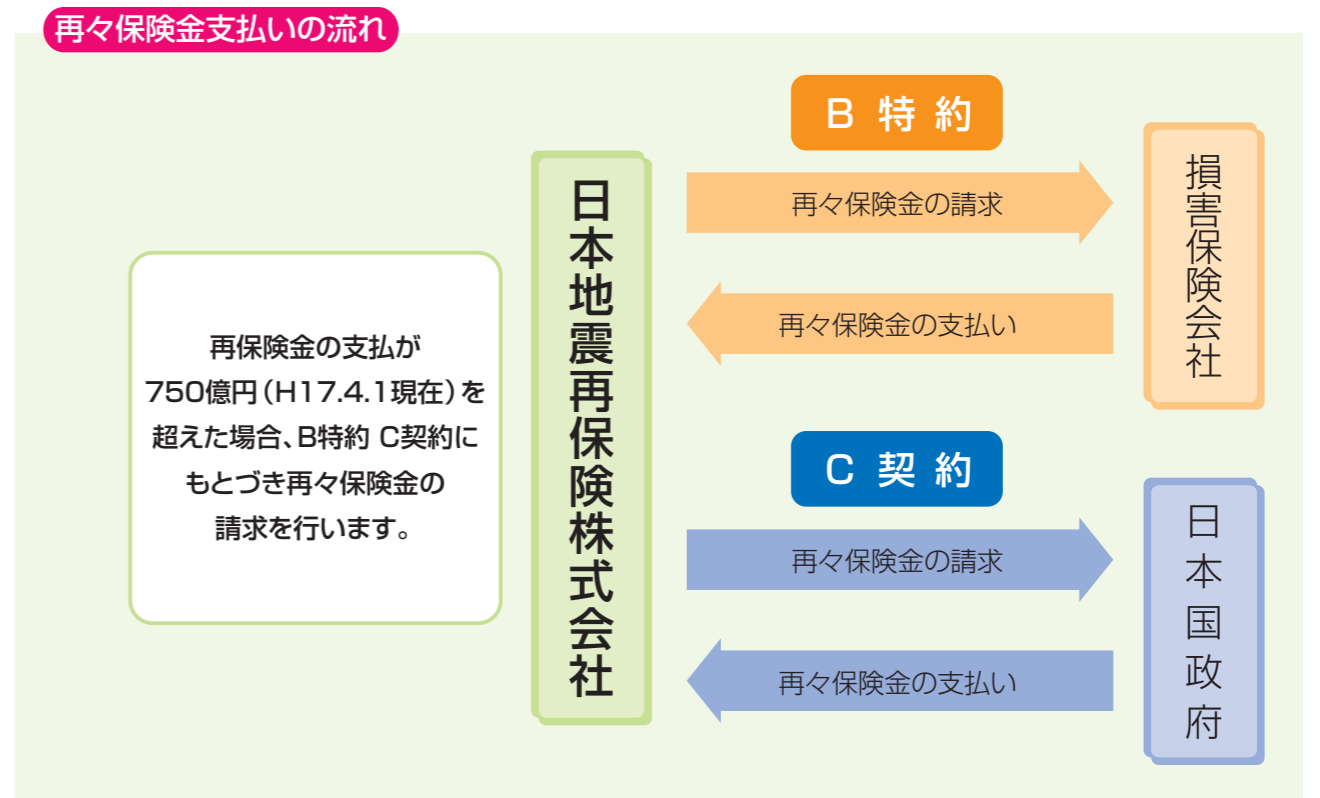
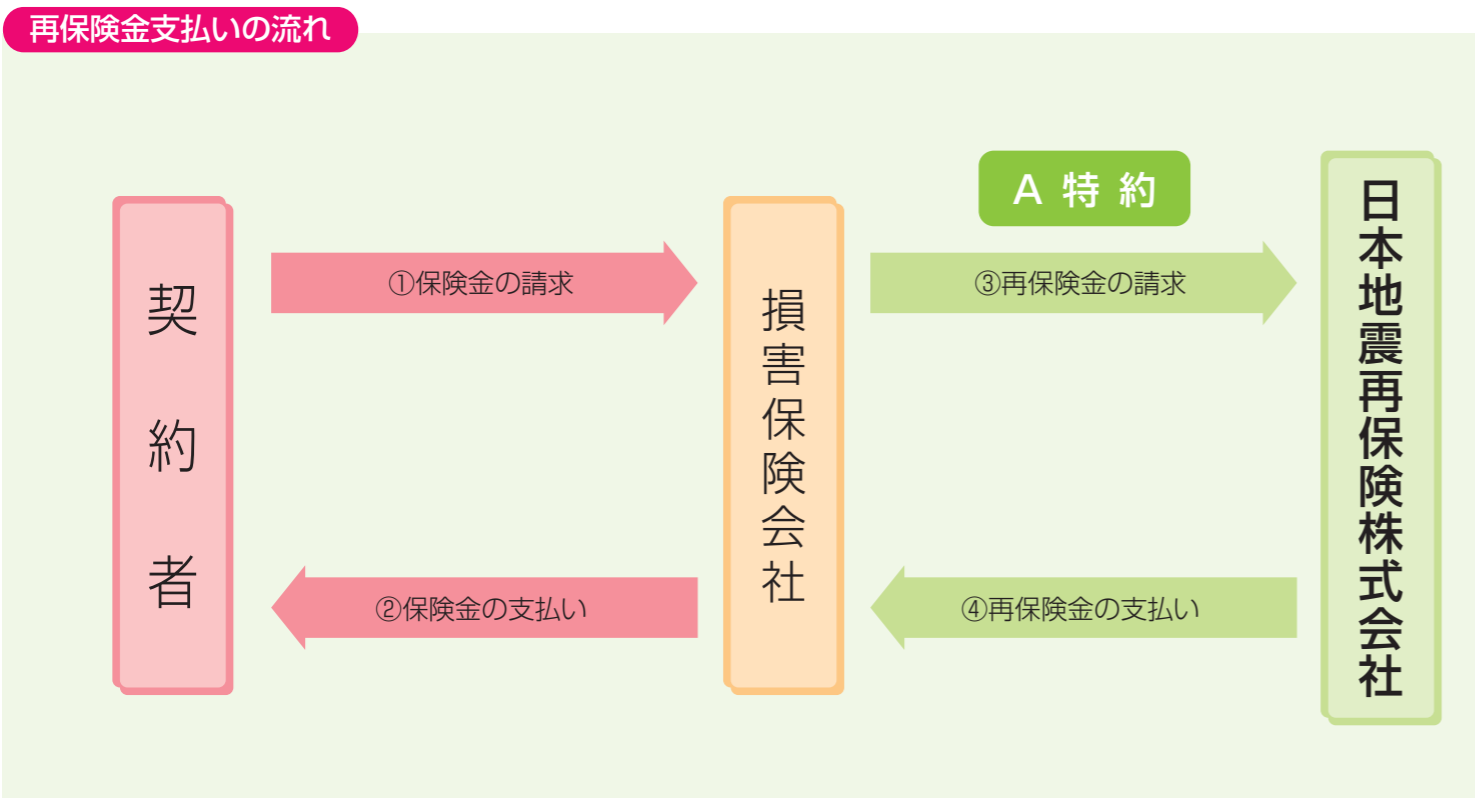
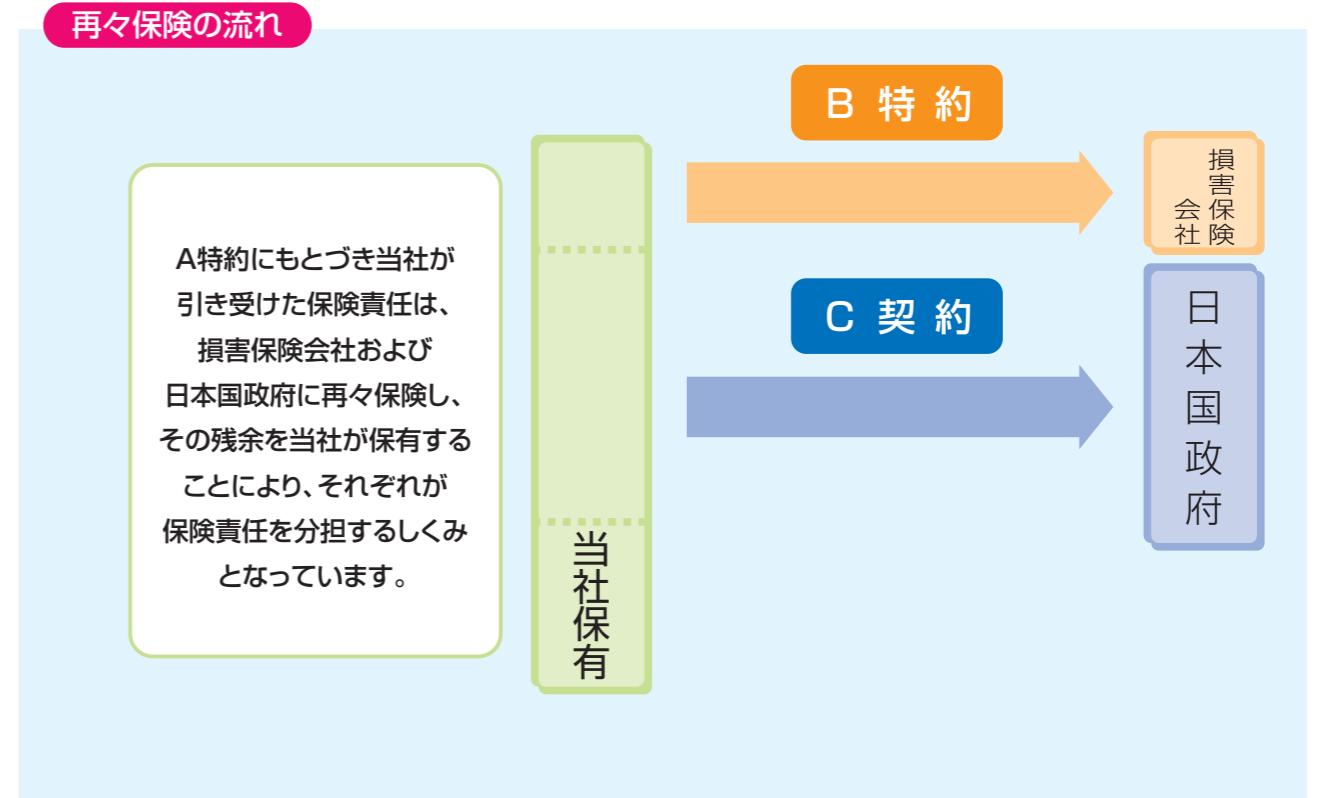
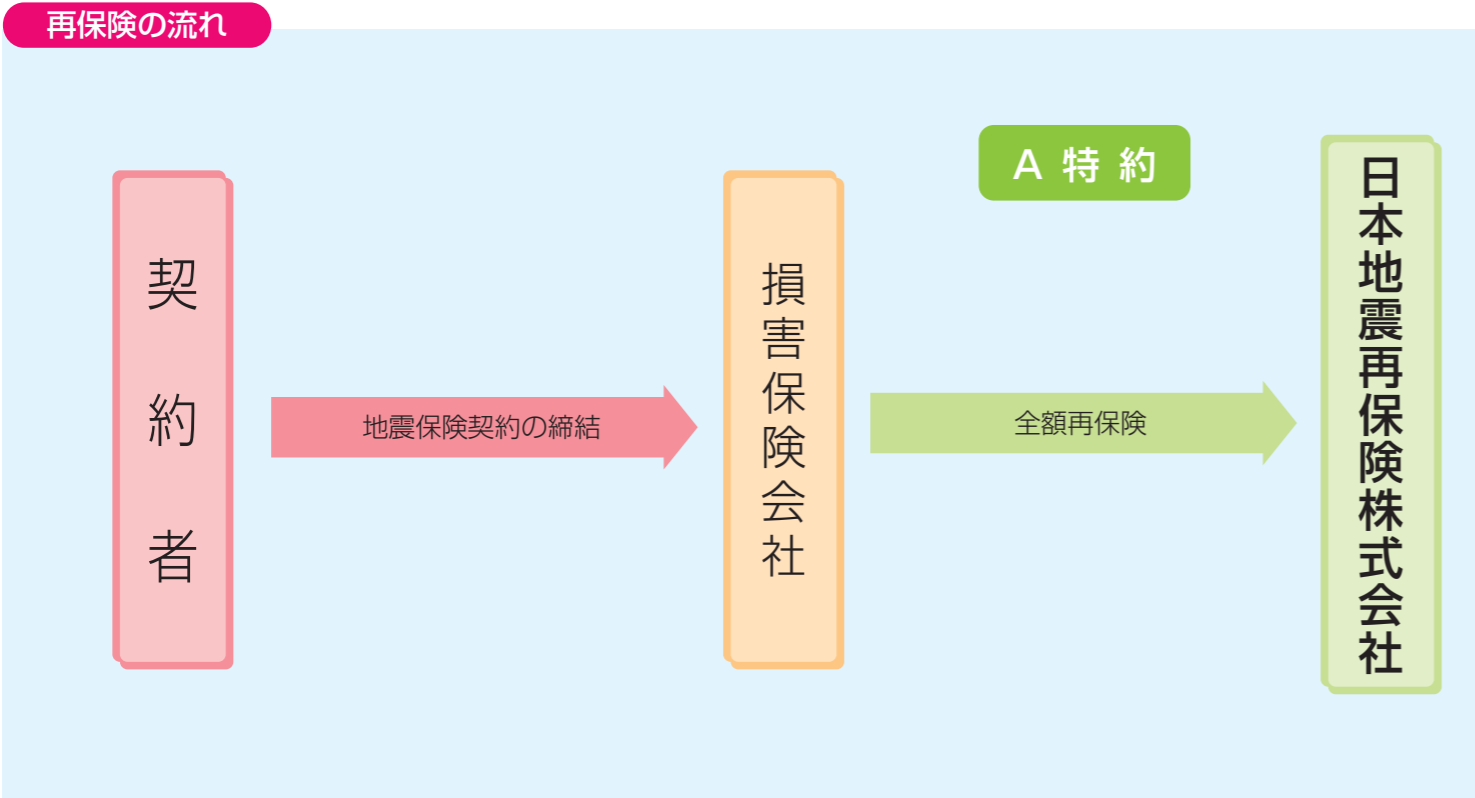
地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。

 地震保険制度創設以来の再保険金支払額についてはP20をご覧ください。

地震保険再保険の流れ

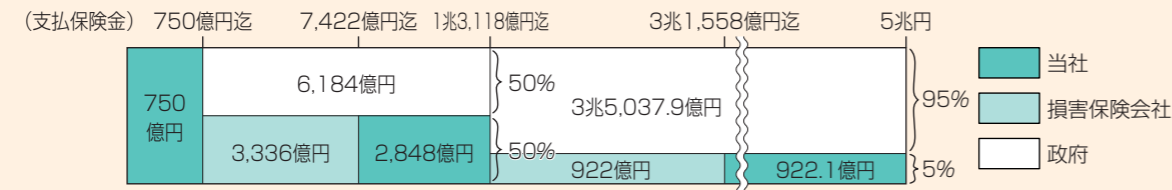


当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額や責任負担の方法を簡単に図示したものが以下の再保険スキームです。

平成17年4月1日より、1回の地震等に支払われる保険金の総支払限度額が4.5兆円から5兆円に改定されました。その結果再保険スキームと責任限度額は以下のとおりになっています。

負担方法(再保険スキーム)



責任限度額

当 社	4,520.1億円
損 害 保 険 会 社	4,258.0億円
政 府	4兆1,221.9億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆円

平成16年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社では地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金を支払います。

当 社	3,558億円
損 害 保 険 会 社	4,042億円
政 府	9,528億円
合 計	1兆7,129億円

(注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
2. 政府責任準備金については、平成16年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金			負担額合計
	750億円までの部分	750億円を超え13,118億円までの部分	13,118億円を超え2兆円までの部分	
当 社	750	2,848	—	3,598.0
損 害 保 険 会 社	—	3,336	344.1	3,680.1
政 府	—	6,184	6,537.9	12,721.9
合 計	750	12,368	6,882.0	20,000.0

平成16年度 再保険金の支払状況

平成16年度の再保険金支払額は、平成16年10月23日に発生した平成16年新潟県中越地震の再保険金を中心に14,636件(保険証券の件数ベース)、再保険金15,987百万円となりました。主な地震別の支払状況は以下のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	契約件数(件)	支払再保険金(百万円)
平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	11,672	14,005
紀伊半島沖・東海道沖を震源とする地震	平成16年9月5日	7.4	637	617
釧路沖を震源とする地震	平成16年11月29日	7.1	1,126	590
平成15年十勝沖地震	平成15年9月26日	8.0	514	302
根室半島南東沖を震源とする地震	平成16年12月6日	6.9	276	121
その他	—	—	411	350
平成16年度 再保険金支払額合計	—	—	14,636	15,987

再保険金支払額上位10地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下のとおりです。

(平成17年3月31日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	契約件数(件)	支払再保険金(百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年3月24日	6.7	24,437	16,933
3 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	11,672	14,005
4 平成15年十勝沖地震	平成15年9月26日	8.0	10,458	5,907
5 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月6日	7.3	4,076	2,867
6 宮城県北部を震源とする地震	平成15年7月26日	6.4	2,529	2,156
7 宮城県沖を震源とする地震	平成15年5月26日	7.1	2,936	1,900
8 平成6年北海道東方沖地震	平成6年10月4日	8.2	4,103	1,333
9 平成6年三陸はるか沖地震	平成6年12月28日	7.6	4,172	1,237
10 雲仙普賢岳噴火	平成5年4月28日	—	216	1,134

(注) 「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。
なお、平成17年3月20日発生の福岡県西方沖を震源とする地震についての平成17年3月末現在の支払備金(※)は、16,852百万円、平成17年7月31日現在の支払額は12,930百万円となっています。

※支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成17年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
北海道	2,545	435	2,956,968	17.12	滋賀	468	54	447,926	11.70
青森	554	65	435,938	11.82	京都	1,059	145	1,138,190	13.74
岩手	490	43	315,530	8.81	大阪	3,691	710	5,253,888	19.24
宮城	864	198	1,592,920	22.99	兵庫	2,210	315	2,429,316	14.28
秋田	412	36	260,739	8.86	奈良	529	83	701,669	15.79
山形	389	30	237,766	7.89	和歌山	413	65	521,965	15.84
福島	722	80	606,981	11.15	鳥取	218	29	241,984	13.64
茨城	1,051	167	1,240,778	15.92	島根	268	23	198,851	8.78
栃木	711	94	735,928	13.23	岡山	738	90	680,155	12.22
群馬	726	66	515,284	9.09	広島	1,171	237	1,805,731	20.30
埼玉	2,695	521	3,707,287	19.34	山口	624	75	617,032	12.09
千葉	2,378	549	4,171,952	23.10	徳島	307	48	436,588	15.80
東京	5,861	1,526	11,851,479	26.04	香川	393	68	585,266	17.37
神奈川	3,653	908	6,736,556	24.87	愛媛	607	88	707,784	14.58
新潟	815	99	759,524	12.25	高知	343	62	468,754	18.17
富山	371	30	281,381	8.25	福岡	2,044	338	2,491,948	16.55
石川	420	48	415,727	11.59	佐賀	296	18	150,462	6.34
福井	262	30	275,676	11.61	長崎	594	35	270,919	5.92
山梨	321	62	587,050	19.32	熊本	696	120	944,961	17.27
長野	782	64	616,993	8.26	大分	484	59	505,658	12.24
岐阜	709	137	1,063,956	19.32	宮崎	479	73	547,592	15.42
静岡	1,362	322	2,399,056	23.65	鹿児島	764	124	865,143	16.23
愛知	2,677	768	5,925,491	28.69	沖縄	511	36	296,787	7.09
三重	680	127	1,006,202	18.70	全国計	50,382	9,322	71,005,754	18.50

注) 1. 世帯数は、平成17年3月末現在(市町村自治研究会編 住民基本台帳人口要覧 平成17年版)

2. 地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。

大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成17年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
関東大地震	19,545	4,282	32,562,367	21.91
首都圏直下地震	15,640	3,673	27,708,053	23.49
東海地震	21,124	4,987	38,066,026	23.61
東南海地震	13,804	2,730	20,887,663	19.78
南海地震	19,155	3,479	26,768,198	18.16

関東大地震(1都9県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野

首都圏直下地震(1都4県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県) : 東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震(2府8県) : 静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫

南海地震(2府13県) : 三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎

注) 損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県(1,000件以上)を対象として当社で作成

資料編

会社の概要

- 1 会社の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 会社の組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 株主・株式の状況・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 役員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

事業の概況

- 1 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・ 28
- 2 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 29

経理の状況

- 1 直近の2事業年度における計算書類・・・・・・・・ 34
- 2 リスク管理債権・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 債務者区分に基づいて区分された債権・・・・・・・・ 38
- 4 保険金等の支払能力の充実の状況・・・・・・・・ 38
(ソルベンシー・マージン比率)
- 5 時価情報等・・・・・・・・・・・・・・ 39
(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

用語の解説 ～地震保険を理解するために～・・・・ 40

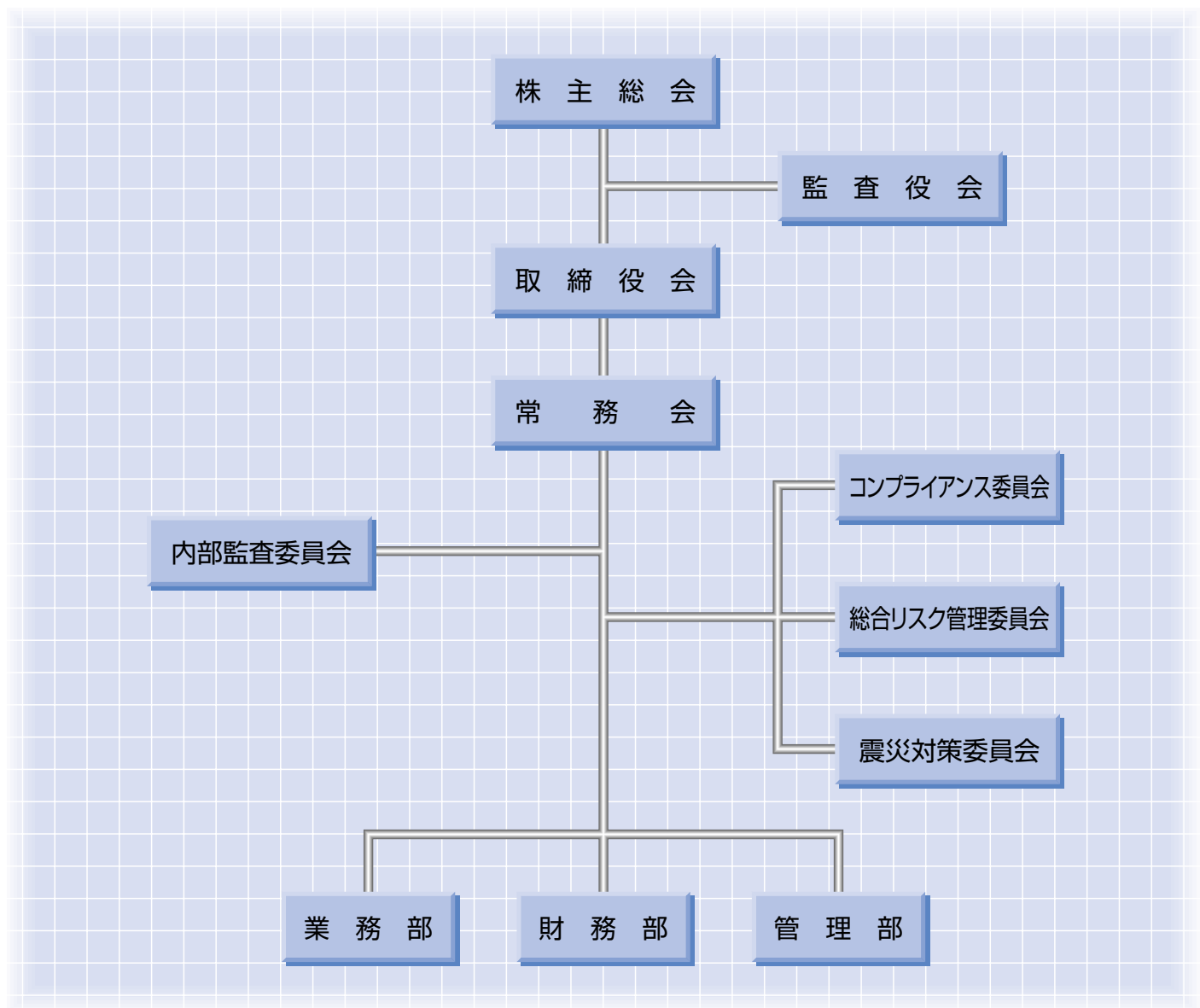
会社の概要

1 会社の沿革

昭和 41 年 5 月 30 日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41 年 6 月 1 日	地震保険事業免許を取得
昭和 41 年 6 月 1 日	営業開始
平成 8 年 7 月 1 日	所在地を東京都中央区に移転

2 会社の組織

(平成17年4月1日現在)



3 株主・株式の状況

(1) 基本事項

株主総会開催時期	定時株主総会は毎年4月1日から4ヶ月以内に開催 臨時総会の必要がある場合には随時招集し開催	
決算期日	毎年3月31日	
公告掲載	保険業法に定める公告	東京都において発行される日本経済新聞
	その他公告	官報
	決算公告	当社ホームページ http://www.nihonjishin.co.jp/

(2) 株式状況

(平成17年3月31日現在)

発行する株式の総数	2,000千株
発行済み株式の総数	2,000千株
株主数	12名

(3) 大株主上位10位

(平成17年3月31日現在)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	537	26.9
三井住友海上火災保険株式会社	338	16.9
株式会社損害保険ジャパン	321	16.1
日本興亜損害保険株式会社	208	10.4
あいおい損害保険株式会社	153	7.7
富士火災海上保険株式会社	123	6.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	102	5.1
トーア再保険株式会社	93	4.7
日新火災海上保険株式会社	61	3.1
共栄火災海上保険株式会社	34	1.7

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
資本金	10	10	10

4 役員状況

(平成17年6月30日現在)

役名および職名	氏名・生年月日	職	歴
取締役会長 (代表取締役)	わか ばやし しょう ぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日	昭和42年4月 平成10年6月 平成13年7月 平成16年6月	大蔵省入省(現 財務省) 沖縄開発庁 事務次官就任(現 内閣府) 日本証券業協会 専務理事就任 当社 取締役会長就任(現職)
取締役社長 (代表取締役)	もり あき ひこ 森 昭彦 昭和18年8月3日	昭和42年4月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 株式会社ミレアホールディングス 取締役副社長就任 当社 常務取締役就任 当社 取締役社長就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	よし だ たつ ろう 吉田 達郎 昭和23年4月30日	昭和47年4月 平成14年7月 平成16年6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員就任 当社 常務取締役就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	すず き つよし 鈴木 剛 昭和19年6月3日	昭和43年4月 平成13年10月 平成17年6月	住友海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 専務取締役就任 当社 常務取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	いし はら くに お 石原 邦夫 昭和18年10月17日	昭和41年4月 平成13年6月 平成16年10月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 当社 取締役就任(現職) 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長就任(現職)
取締役 (非常勤)	うえ むら ひろ ゆき 植村 裕之 昭和17年1月23日	昭和40年4月 平成10年6月 平成13年10月	住友海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 当社 取締役就任(現職) 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長就任(現職)
取締役 (非常勤)	ひら の ひろ し 平野 浩志 昭和17年6月25日	昭和40年4月 平成11年6月 平成14年7月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 当社 取締役就任(現職) 株式会社損害保険ジャパン 取締役社長就任(現職)
取締役 (非常勤)	まつ ざわ けん 松澤 建 昭和13年3月30日	昭和35年4月 平成13年4月 平成13年6月	日本火災海上保険株式会社入社(現 日本興亜損害保険株式会社) 日本興亜損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
常勤監査役	たけ なか けん たろう 竹中 賢太郎 昭和14年5月5日	昭和38年4月 平成12年6月 平成16年6月	社団法人日本損害保険協会入社 同協会 常務理事就任 当社 常勤監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	こ だま ただ し 児玉 正之 昭和22年11月11日	昭和45年4月 平成16年4月 平成16年6月	大東京火災海上保険株式会社入社(現 あいおい損害保険株式会社) あいおい損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 監査役就任(現職)

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
監査役 (非常勤)	す どう しゅういちろう 須藤 秀一郎 昭和16年11月24日	昭和39年4月 同和火災海上保険株式会社入社(現 ニッセイ同和損害保険株式会社) 平成13年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成13年6月 当社 監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	おお たに てる ひこ 大谷 光彦 昭和19年1月27日	昭和41年4月 東亜火災海上再保険株式会社入社(現 トーア再保険株式会社) 平成16年6月 トーア再保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成16年6月 当社 監査役就任(現職)

5 従業員の状況

(平成17年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
18名	42.6歳	12.7年	8,271千円

- (注) 1. 使用人兼務取締役、退職者はいません。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

6 その他

役員報酬

平成16年度における当社の役員報酬の金額は、70百万円です。

監査法人に対する報酬

平成16年度において、当社が中央青山監査法人に支払った報酬の金額は6百万円です。

事業の概況

1 直近の事業年度における事業の概況

(1) 損益の状況

① 経常収益

正味収入保険料581億円に、資産運用収益98億円およびその他を加えた経常収益は718億円となりました。

② 経常費用

保険引受費用615億円に、資産運用費用57億円、営業費及び一般管理費8億円ならびにその他経常費用36億円を加えた経常費用は717億円となりました。

③ 経常利益および当期純利益

経常収益718億円から経常費用717億円を差し引いた経常利益は98百万円となり、法人税及び住民税96百万円および法人税等調整額△10百万円等を加減算した当期純利益は10百万円となりました。

(2) 資産の状況

① 資産の部

資産合計は8,043億円となりました。主な内訳は、現金及び預貯金284億円、コールローン150億円、買入金銭債権62億円、金銭の信託91億円および有価証券7,340億円です。

② 負債の部

負債合計は8,027億円となりました。主な内訳は、保険契約準備金4,336億円および受託金3,544億円です。

③ 資本の部

資本合計は15億円となりました。

(3) 保険引受の状況

正味支払保険金が159億円、損害調査費が7億円となったため当期の損害率は28.7%となりました。また、当社の担保力をあらかず危険準備金の残高は39億円減り、3,558億円となりました。

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		52,637 (9.1%)	50,859 (△3.4%)	47,566 (△6.5%)	50,896 (7.0%)	58,198 (14.3%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		68,287 (1.7%)	73,430 (7.5%)	58,460 (△20.4%)	66,352 (13.5%)	71,856 (8.3%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		67,752 (1.9%)	72,722 (7.3%)	58,156 (△20.0%)	66,167 (13.8%)	71,758 (8.4%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		534 (△19.2%)	707 (32.5%)	303 (△57.1%)	184 (△39.3%)	98 (△47.6%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)		35 (51.1%)	22 (△34.5%)	10 (△55.6%)	17 (74.2%)	10 (△40.5%)
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,519	1,569	1,577	1,579	1,587
総資産額		637,214	681,736	726,458	761,594	804,333
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		338,558 (8.0%)	360,778 (6.6%)	391,482 (8.5%)	412,968 (5.5%)	415,802 (0.7%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		294,412 (7.0%)	312,523 (6.2%)	341,675 (9.3%)	359,772 (5.3%)	355,813 (△1.1%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		542,208 (3.8%)	618,296 (14.0%)	652,210 (5.5%)	682,285 (4.6%)	734,046 (7.6%)
ソルベンシー・マージン比率		188.8%	203.3%	176.3%	184.3%	182.2%
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		20名	20名	20名	17名	18名

(注) ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっています。詳細は、38頁を参照下さい。

3 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料等

種目：地震

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受再保険料		100,309	108,028	120,972
解約返戻金		1,491	1,045	1,082
受再正味保険料(A)		96,469	104,993	117,942
支払再保険料(B)		48,902	54,096	59,744
正味収入保険料(A-B)		47,566	50,896	58,198

- (注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
 2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
 3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

②保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
保険引受収益		51,897	54,678	61,995
保険引受費用		51,199	54,097	61,515
営業費及び一般管理費		412	427	401
その他の収支		△286	△154	△78
保険引受利益		-	-	-

- (注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

③正味支払保険金等

種目：地震

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受再正味保険金(A)		292	9,682	15,987
回収再保険金(B)		-	-	-
正味支払保険金(A-B)		292	9,682	15,987

- (注) 1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
 2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

(2) 保険契約に関する指標等

①正味損害率及び正味事業費率

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正味損害率		0.7%	20.5%	28.7%
保険引受に係る事業費		20,565	22,345	24,804
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		(412)	(427)	(401)
(諸手数料及び集金費)		(20,153)	(21,918)	(24,403)
正味事業費率		43.2%	43.9%	42.6%

- (注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率…(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

当社は、契約者配当金を支払っていません。

(3) 経理に関する指標等

①支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
支払備金		61	327	17,878
責任準備金		391,482	412,968	415,802
合計		391,543	413,296	433,681

②引当金明細表

(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成16年度減少額		平成16年度	摘要
	末残高	増加額	目的使用	その他	末残高	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	※洗替による取崩額
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	64	20	6	5	72	
賞与引当金	12	13	12	-	13	
価格変動準備金	0	0	0	-	0	
合計	77	33	18	5	86	

③資本金等明細表

(単位：百万円)

区分		平成15年度	平成16年度	平成16年度	平成16年度
		末残高	増加額	減少額	末残高
資	本	1,000	-	-	1,000
	金				
うち	普通株式	(2,000千株)	-	-	(2,000千株)
発行		1,000			1,000
株式	計	(2,000千株)	-	-	(2,000千株)
		1,000			1,000
利益準備金	(利益準備金)	1	-	-	1
	(任意積立金)				
および	特別積立金	17	-	-	17
任意積立金	価額変動特別積立金	39	-	-	39
	計	57	-	-	57

(注) 平成16年度末における自己株式数は、11,400株です。

④事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
人件費	損害調査費	1	56	129
	当社分	265	296	291
物件費	損害調査費	47	686	610
	当社分	413	403	403
税金・拠出金		130	139	159
諸手数料及び集金費		20,153	21,918	24,403
合計		21,011	23,501	25,998

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

⑤有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国債等		115	26	35
外国証券		301	146	6
合計		416	172	41

⑥有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国債等		415	92	10
外国証券		26	51	221
合計		441	143	231

⑦有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国債等		-	-	-
外国証券		-	-	-
合計		-	-	-

⑧減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成16年度償却額	償却累計額	平成16年度未残高	償却累計率 %
建物 (営業用)	92 (92)	3 (3)	47 (47)	45 (45)	51.1 (51.1)
(賃貸用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
動産	21	1	18	3	84.7
その他	4	0	1	3	25.7
合計	118	5	66	51	56.4

⑨不動産動産等処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
不動産 (土地)		-	-	-
(建物)		(-)	(-)	(-)
動産		-	0	-
合計		-	0	2

責任準備金積み立て水準については、対象とする契約がないため省略します。

貸付金償却および不動産動産処分損は該当するものはありません。

(4) 特別勘定に関する指標

該当ありません。

(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
危険準備金		341,675	359,772	355,813
払戻積立金		3,182	3,297	3,303
未経過保険料積立金		46,624	49,898	56,685
合計		391,482	412,968	415,802

(6) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社は大地震などの発生の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、流動性と安全性を第一義に、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

②資産運用の概況

預貯金 (単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
預貯金		28,283	44,066	28,470
(普通預金)		(1,393)	(15,736)	(1,140)
(定期預金)		(26,890)	(28,330)	(27,330)

総資産及び運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金		28,283	3.9	44,066	5.8	28,470	3.5
コールローン		15,400	2.1	-	-	15,000	1.9
買入金銭債権		7,495	1.0	10,994	1.4	6,297	0.8
金銭の信託		14,176	2.0	11,794	1.5	9,173	1.1
有価証券		652,210	89.8	682,285	89.6	734,046	91.3
建物		47	0.0	43	0.0	45	0.0
運用資産計		717,614	98.8	749,185	98.4	793,033	98.6
総資産		726,458	100.0	761,594	100.0	804,333	100.0

③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金額	利回り(%)	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)
預貯金		60	0.16	56	0.15	85	0.18
コールローン		0	0.05	0	0.05	0	0.05
買入金銭債権		2	0.19	15	0.18	14	0.17
金銭の信託		154	1.10	117	0.95	75	0.78
有価証券		9,694	1.56	9,199	1.39	9,140	1.30
建物		-	-	-	-	-	-
合計		9,913	1.46	9,389	1.30	9,315	1.21

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)…資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

④資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度			平成16年度		
		分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)
預貯金		56	38,826	0.15	85	48,809	0.18
コールローン		0	190	0.05	0	80	0.05
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		15	8,898	0.18	14	8,425	0.17
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		284	12,452	2.29	83	9,633	0.87
有価証券		9,228	664,161	1.39	8,932	704,877	1.27
公社債		5,767	545,394	1.06	4,873	548,463	0.89
株式		-	-	-	-	-	-
外国証券		3,469	114,644	3.03	4,060	150,782	2.69
その他の証券		Δ8	4,121	Δ0.22	Δ1	5,631	Δ0.03
貸付金		-	-	-	-	-	-
建物		-	47	-	-	48	-
金融派生商品		Δ1,729	-	-	Δ1,294	-	-
その他		77	-	-	86	-	-
合計		7,934	724,577	1.10	7,907	771,874	1.02

(注) 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

⑤時価総合利回り(参考)

(単位：百万円)

区分	平成15年度			平成16年度		
	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)
預貯金	56	38,826	0.15	85	48,809	0.18
コールローン	0	190	0.05	0	80	0.05
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	15	8,898	0.18	14	8,425	0.17
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	470	12,460	3.78	62	9,827	0.63
有価証券	4,200	676,017	0.62	7,407	711,706	1.04
公社債	1,171	554,596	0.21	5,315	553,069	0.96
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	3,049	117,327	2.60	2,164	153,045	1.41
その他の証券	Δ20	4,093	Δ0.50	Δ71	5,591	Δ1.29
貸付金	-	-	-	-	-	-
建物	-	47	-	-	48	-
金融派生商品	Δ1,729	-	-	Δ1,294	-	-
その他	77	-	-	86	-	-
合計	3,093	736,441	0.42	6,361	778,897	0.82

(注) 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
 +(当期末評価差額*-前期末評価差額*)+繰延ヘッジ損益増減
 ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*
 +売買目的有価証券に係る前期末評価損益

*税効果控除前の金額による。

⑥海外投融資残高、構成比及び利回り

(単位：百万円)

区分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
外貨建						
外国公社債	78,126	72.9	99,802	77.8	137,611	82.7
円貨建						
外国公社債	28,996	27.1	28,490	22.2	28,709	17.3
合計	107,122	100.0	128,293	100.0	166,320	100.0
海外投融資利回り						
運用資産利回り	3.25%		2.94%		2.84%	
資産運用利回り	3.53%		3.03%		2.69%	
時価総合利回り(参考)	5.65%		2.60%		1.41%	

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の月平均運用額で除した比率であります。月平均運用額は、各月末残高の合計÷12により計算しています。

⑦保有有価証券の種類別残高及び合計に対する構成比(単位：百万円)

区分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債	185,904	28.5	204,373	30.0	256,145	34.9
地方債	20,207	3.1	21,453	3.1	17,940	2.4
社債	335,760	51.5	323,201	47.4	287,238	39.1
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	107,122	16.4	128,293	18.8	166,320	22.7
その他の証券	3,214	0.5	4,963	0.7	6,401	0.9
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-
合計	652,210	100.0	682,285	100.0	734,046	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
運用資産利回り(インカム利回り)			
公社債	1.25	1.07	0.88
株式	-	-	-
外国証券	3.25	2.94	2.84
その他の証券	0.16	0.25	0.28
合計	1.56	1.39	1.30
資産運用利回り(実現利回り)			
公社債	1.25	1.06	0.89
株式	-	-	-
外国証券	3.53	3.03	2.69
その他の証券	Δ3.98	Δ0.22	Δ0.03
合計	1.55	1.39	1.27
時価総合利回り(参考)			
公社債	0.83	0.21	0.96
株式	-	-	-
外国証券	5.65	2.60	1.41
その他の証券	Δ3.52	Δ0.50	Δ1.29
合計	1.54	0.62	1.04

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

平成15年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合計
国債	52,613	73,484	58,066	190	-	20,017	204,373
地方債	5,777	13,823	1,852	-	-	-	21,453
社債	98,807	144,827	73,257	6,309	-	-	323,201
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	30,725	62,947	34,133	486	-	-	128,293
その他の証券	487	969	-	-	1,509	1,997	4,963
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	188,412	296,052	167,310	6,985	1,509	22,015	682,285

平成16年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合計
国債	58,281	56,205	116,838	194	-	24,625	256,145
地方債	13,553	-	4,387	-	-	-	17,940
社債	86,144	106,893	90,992	3,004	203	-	287,238
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	22,301	45,528	95,223	3,267	-	-	166,320
その他の証券	913	-	-	-	1,497	3,990	6,401
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	181,194	208,626	307,442	6,466	1,700	28,616	734,046

⑩不動産及び動産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
土地		—	—	—
(営業用)		(—)	(—)	(—)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
建物		47	43	45
(営業用)		(47)	(43)	(45)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
建物仮勘定		—	—	—
(営業用)		(—)	(—)	(—)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
不動産計		47	43	45
(営業用)		(47)	(43)	(45)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
動産		5	4	3
合計		52	48	48

次の11項目については、該当するものではありません。

- ・商品有価証券
- ・商品有価証券の平均残高および売買高
- ・業種別保有株式の額
- ・貸付金の残存期間別の残高
- ・担保別貸付金残高
- ・使途別貸付金残高及び構成比
- ・業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合
- ・規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合
- ・公共関係投融资(新規引受ベース)
- ・住宅関連融資
- ・各種ローン金利

経理の状況

1 直近の2事業年度における計算書類

保険業法第111条第1項の規定にもとづき公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書等については、商法特例法による中央青山監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成15年度 (平成16年3月31日現在)		平成16年度 (平成17年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金及び預貯金	44,066	5.8	28,470	3.5
現金	0		-	
預貯金	44,066		28,470	
コールローン	-		15,000	1.9
買入金銭債権	10,994	1.4	6,297	0.8
金銭の信託	11,794	1.5	9,173	1.1
有価証券	682,285	89.6	734,046	91.3
国債	204,373		256,145	
地方債	21,453		17,940	
社債	323,201		287,238	
外国証券	128,293		166,320	
その他の証券	4,963		6,401	
不動産及び動産	48	0.0	48	0.0
建物	43		45	
動産	4		3	
その他資産	12,363	1.6	11,241	1.4
再保険貸	6,890		8,032	
未収金	271		109	
未収収益	2,159		2,419	
預託金	54		52	
仮払金	105		176	
金融派生商品	2,876		448	
その他の資産	3		3	
繰延税金資産	42	0.0	54	0.0
資産の部合計	761,594	100.0	804,333	100.0

(負債の部)

(単位：百万円)

科目	平成15年度 (平成16年3月31日現在)		平成16年度 (平成17年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
保険契約準備金	413,296	54.3	433,681	53.9
支払準備金	327		17,878	
責任準備金	412,968		415,802	
受託金	334,215	43.9	354,483	44.1
その他負債	5,426	0.7	9,036	1.1
再保険借	4,510		4,920	
未払法人税等	91		99	
預り金	2		2	
未払金	705		746	
仮受金	0		7	
金融派生商品	118		3,259	
退職給付引当金	64	0.0	72	0.0
賞与引当金	12	0.0	13	0.0
価格変動準備金	0	0.0	0	0.0
地震保険評価差額金	7,000	0.9	5,458	0.7
負債の部合計	760,015	99.8	802,746	99.8

(資本の部)

(単位：百万円)

科目	平成15年度 (平成16年3月31日現在)		平成16年度 (平成17年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
資本金	1,000	0.1	1,000	0.1
利益剰余金	570	0.1	580	0.1
利益準備金	1		1	
任意積立金	56		56	
(特別積立金)	(17)		(17)	
(価格変動特別積立金)	(39)		(39)	
当期末処分利益	512		522	
(当期純利益)	(17)		(10)	
株式等評価差額金	14	0.0	11	0.0
自己株式	△5	0.0	△5	0.0
資本の部合計	1,579	0.2	1,587	0.2
負債及び資本の部合計	761,594	100.0	804,333	100.0

平成16年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
 - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
 - (3) 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額は「地震保険評価差額金」として表示していますが、それ以外の評価差額については全部資本直入法により処理しています。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っています。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
4. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っています。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っていません。
 - (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しています。
 - (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出しています。
 - (4) 価格変動準備金

価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しています。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。
8. 責任準備金に係る繰延税金資産については、当社は地震保険の単種目を扱っており、巨額の保険金支払を想定した場合、その回収の確実性を見込むことができないため、計上していません。このため、責任準備金については、法人税等相当額を控除した上で繰入又は取崩しています。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
10. 不動産及び動産の減価償却累計額は、65百万円です。
11. 貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しています。
12. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は、11百万円です。
13. 繰延税金資産の総額は61百万円、繰延税金負債の総額は6百万円です。繰延税金資産の発生の子な原因別の内訳は、未払事業税32百万円、退職給付引当金24百万円、賞与引当金4百万円です。繰延税金負債の発生の子な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金6百万円です。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)
		金額	金額
経常 損益 の 部	経常収益	66,352	71,856
	保険引受収益	54,678	61,995
	正味収入保険料	50,896	58,198
	積立保険料等運用益	3,781	3,796
	資産運用収益	11,660	9,860
	利息及び配当金収入	9,271	9,240
	金銭の信託運用益	284	79
	有価証券売却益	172	41
	金融派生商品収益	5,632	-
	為替差益	-	4,208
	その他運用収益	80	86
	積立保険料等運用益振替	△3,781	△3,796
	その他経常収益	13	1
	経常費用	66,167	71,758
	保険引受費用	54,097	61,515
	正味支払保険金	9,682	15,987
	損害調査費	743	739
	諸手数料及び集金費	21,918	24,403
	支払備金繰入額	266	17,550
責任準備金繰入額	21,485	2,834	
資産運用費用	7,508	5,753	
有価証券売却損	143	231	
有価証券償還損	-	17	
金融派生商品費用	-	5,503	
為替差損	7,361	-	
その他運用費用	2	0	
営業費及び一般管理費	839	855	
その他経常費用	3,722	3,634	
支払利息	3,722	3,634	
経常利益	184	98	
特別 損益 の 部	特別利益	-	0
	価格変動準備金戻入額	-	0
	特別損失	0	2
	不動産動産処分損	0	2
	価格変動準備金繰入額	0	-
税引前当期純利益	184	96	
法人税及び住民税	172	96	
法人税等調整額	△6	△10	
当期純利益	17	10	
前期繰越利益	494	512	
当期未処分利益	512	522	

平成16年度の注記事項

- 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	117,942百万円
支払再保険料	59,744百万円
差引	58,198百万円
- 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	15,987百万円
差引	15,987百万円
- 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

受再保険手数料	24,403百万円
差引	24,403百万円
- 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	85百万円
コールローン利息	0百万円
買入金銭債権利息	14百万円
有価証券利息	9,140百万円
計	9,240百万円
- 金融派生商品費用中の評価損益は2,811百万円の損です。
- 1株当たりの当期純利益は、5円30銭です。算定上の基礎である当期純利益は10百万円、普通株式に係る当期純利益は10百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株です。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)
		金額	金額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		184	96
減価償却費		5	5
支払備金の増加額		266	17,550
責任準備金の増加額		21,485	2,834
受託金の増加額		19,236	20,268
貸倒引当金の増加額		△9	—
退職給付引当金の増加額		△5	8
賞与引当金の増加額		△1	1
価格変動準備金の増加額		0	△0
利息及び配当金収入		△9,271	△9,240
有価証券関係損益		△28	207
為替差損益		7,666	△6,280
不動産動産関係損益		0	2
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△1,082	△1,048
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		406	459
その他		△4,085	5,585
小計		34,764	30,449
利息及び配当金の受取額		10,083	9,410
法人税等の支払額		△155	△103
営業活動によるキャッシュ・フロー		44,692	39,756
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増加額		△2,340	1,000
買入金銭債権の取得による支出		△23,483	△14,589
買入金銭債権の売却・償還による収入		19,987	20,287
金銭の信託の減少による収入		2,600	2,600
有価証券の取得による支出		△226,521	△333,388
有価証券の売却・償還による収入		183,118	285,744
II ①小計		△46,639	△38,345
(I + II ①)		(△1,947)	(1,410)
不動産及び動産の取得による支出		△4	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー		△46,643	△38,352
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の取得による支出		△5	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△5	—
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V. 現金及び現金同等物の増加額		△1,957	1,403
VI. 現金及び現金同等物期首残高		17,693	15,736
VII. 現金及び現金同等物期末残高		15,736	17,140

注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	(平成16年3月31日現在)	(平成17年3月31日現在)
現金及び預貯金	44,066	28,470
コールローン	—	15,000
買入金銭債権	10,994	6,297
有価証券	682,285	734,046
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△28,330	△27,330
現金同等物以外の買入金銭債権	△10,994	△5,297
現金同等物以外の有価証券	△682,285	△734,046
現金及び現金同等物	15,736	17,140

2. II ①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいいます。
3. (I + II ①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいいます。
4. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

(4) 利益処分

(単位：百万円)

科目	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
当期末処分利益		494	512	522
次期繰越利益		494	512	522

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1株当たり配当金		—	—	—
1株当たり当期純利益		5.09円	8.90円	5.30円
配当性向		—	—	—
1株当たり純資産額		788.76円	794.04円	794.08円
従業員1人当たり総資産額		36,322	44,799	44,685

(注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

2 リスク管理債権

次の5項目については、該当するものではありません。

- (1) 破綻先債権、(2) 延滞債権、(3) 3ヶ月以上延滞債権、(4) 貸付条件緩和債権、(5) リスク管理債権の合計額

3 債務者区分に基づいて区分された債権

次の4項目については、該当するものではありません。

- (1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、(3) 要管理債権、(4) 正常債権

4 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	348,426	364,308	359,908
	資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)	1,552	1,564	1,575
	価格変動準備金	0	0	0
	異常危険準備金	341,675	359,772	355,813
	一般貸倒引当金	9	-	-
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	5,187	2,971	2,520
	土地の含み損益	-	-	-
	負債性資本調達手段等	-	-	-
	控除項目	-	-	-
	その他	-	-	-
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{R1^2+(R2+R3)^2}+R4+R5$	395,357	395,324	394,964
	一般保険リスク相当額(R1)	-	-	-
	予定利率リスク相当額(R2)	-	-	-
	資産運用リスク相当額(R3)	7,575	7,543	7,190
	経営管理リスク相当額(R4)	7,752	7,751	7,744
	巨大災害リスク相当額(R5)	380,030	380,030	380,030
(C)	ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$	176.3%	184.3%	182.2%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定にもとづいて算出しています。

ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等にもとづき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額)：①～⑤の総額

- ①保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ②予定利率上の危険： 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険： 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)

損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

◎当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

(1) 有価証券

① その他有価証券で時価のあるもの

平成15年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	公 社 債 株 式	408,420	413,531	5,110
	外 国 証 券	53,185	56,638	3,453
	そ の 他	1,500	1,509	9
	小 計	463,106	471,679	8,572
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	公 社 債 株 式	136,002	135,497	△504
	外 国 証 券	77,783	71,654	△6,129
	そ の 他	3,503	3,454	△48
	小 計	217,289	210,606	△6,683
合 計		680,396	682,285	1,889

平成16年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	公 社 債 株 式	534,272	539,340	5,068
	外 国 証 券	115,555	120,974	5,419
	そ の 他	-	-	-
	小 計	649,827	660,315	10,487
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	公 社 債 株 式	22,005	21,984	△21
	外 国 証 券	49,057	45,345	△3,711
	そ の 他	6,510	6,401	△109
	小 計	77,573	73,731	△3,842
合 計		727,401	734,046	6,644

② 当期に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成15年度			平成16年度		
	売却額	売却益合計	売却損合計	売却額	売却益合計	売却損合計
その他有価証券	22,732	172	143	50,182	41	231

次の4項目については、該当するものはありません。

- ・ 売買目的有価証券
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの
- ・ 当期に売却した満期保有目的の債券
- ・ 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(2) 金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	平成15年度末			平成16年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
金 銭 の 信 託	11,600	11,794	194	9,000	9,173	173

(3) デリバティブ取引情報

① 取引の状況に関する事項

当社では外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を行っているほか、債券に係る将来の金利変動リスクを軽減する目的で、債券店頭オプション取引を行っています。

当社が利用しているデリバティブ取引は相場の変動による市場リスクを有していますが、大部分は現物資産をヘッジする目的で行っているため、当該取引の損失のみが発生することはありません。また、一部購入予定の債券に関してオプション取引を利用する場合がありますが、量的制限を設けているため、リスクは限定的です。

取引先は信用度の高い金融機関であるため、契約不履行等の信用リスクはほとんどないと考えています。

当社のデリバティブ取引の状況は取引執行部門と分離したリスク管理部門がチェックし、定期的に常務会等へ報告しています。

② 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が、そのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

③ デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成15年度末			平成16年度末		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引						
	売 建 米 ド ル	63,030	6,266	2,393	58,274	20,078	△494
	ユ ー ロ	34,665	2,460	365	69,390	31,730	△2,308
合 計			2,758			△2,802	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引……………為替相場は先物相場を使用しております。

債券関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成15年度末			平成16年度末		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	債券店頭オプション取引						
	売 建 コ ー ル (オプションプレミアム)	-	-	-	5,000 (7)	-	16
	合 計						△8

(注) 時価の算定方法はオプション価格計算モデル等によっております。

その他の時価情報等は、該当するものはありません。

用語の解説 ～地震保険を理解するために～

あ 行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震、津波、噴火により損害を受け、**主要構造部**(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の**保険価額**の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か 行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われません。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

さ 行

再調達価額

現在お住まいの建物または家財を、新たに新築、または購入するのに必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な**大数の法則**が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、**危険の平均化**を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、**危険分散**などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社(**受再保険会社**)が再保険を出した保険会社(**出再保険会社**)に支払う保険金のことをいいます。また、出再保険会社が受再保険会社から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険専門会社

もっぱら保険会社を相手とする再保険事業を行う会社のことをいいます。

再保険手数料

受再保険会社が**出再保険会社**へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称しています。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、**危険分散**などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全 損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、**主要構造部**(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または**焼失**もしくは**流失**した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の**保険価額**の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震、津波、噴火によって政府および保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大地震レベルの地震が再来した場合に想定する保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようであれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た 行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る回数は振る回数が多くなるほど全体の6分の1に近づきます。このような限られた事例では不規則であっても、大量の事例を観察すると一定の法則に近づくことを大数の法則といいます。保険料の算定のもとになる保険事故の確率は、大数の法則にもとづいて算出されます。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めが締結され、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的にかつ包括的に再保険される契約をいいます。

超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

は 行

半 損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた地および時における保険の目的の価格をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま 行

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

元受保険会社(元受社)

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受保険会社といいます。

日本地震再保険の現状2005
平成17年8月発行

日本地震再保険株式会社
管理部総務グループ

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
小舟町富士プラザ内

URL <http://www.nihonjishin.co.jp/>
E-mail kanri@nihonjishin.co.jp/
TEL 03(3664)6074

本誌は保険業法第111条にもとづいて作成致しました。



日本地震再保険株式会社

<http://www.nihonjishin.co.jp/>

